

第 2 期古賀市文化芸術振興計画（案）に関するパブリック・コメントの実施結果

令和 5 年 12 月 4 日 文化課

第 2 期古賀市文化芸術振興計画（案）に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要項(平成 20 年 3 月告示第 20 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	第 2 期古賀市文化芸術振興計画（案）
(2) 政策等の案の公表日	令和 5 年 11 月 1 日(水)
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	令和 5 年 11 月 1 日(水)から令和 5 年 11 月 30 日(木)（30 日間）
(4) 意見等提出者数	なし
(5) 提出意見等件数	なし
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	

第2期古賀市文化芸術振興計画(案)

古賀市
古賀市教育委員会

目 次

目次.....	2
第1章 第2期古賀市文化芸術振興計画の目的と策定に係る基本方針	
1 第2期計画策定の背景.....	3
(1) 社会情勢の変化と文化芸術の役割	3
(2) 文化芸術をめぐる国の動向	3
(3) 古賀市の文化芸術に関する施策	4
(4) 第1期計画の総括	6
2 第2期計画の目的と策定に係る基本方針.....	7
(1) 第2期計画の目的	7
(2) 第2期計画策定に係る基本方針	7
(3) 第2期計画の期間	8
第2章 第2期古賀市文化芸術振興計画について	
1 市民の文化芸術活動ビジョン.....	9
2 第2期計画の活動目標(アクションプラン).....	9
(1) 行政の活動目標	9
(2) 団体等の活動目標	10
第3章 第2期古賀市文化芸術振興計画の推進について	
1 第2期計画推進の体制.....	13
2 推進状況の確認と評価.....	13
資料編.....	14
・古賀市文化芸術審議会委員名簿	
・古賀市文化芸術審議会専門部会委員名簿	
・古賀市文化芸術審議会の審議内容	
・古賀市文化芸術審議会専門部会の協議内容	
・古賀市文化芸術振興条例	

第1章 第2期古賀市文化芸術振興計画の目的と策定に係る基本方針

第2期古賀市文化芸術振興計画(以下「第2期計画」という。)の策定に当たって、まず影響を及ぼす事項を「第2期計画策定の背景」として、文化芸術をめぐる国の動向、古賀市の文化芸術に関する施策及び第1期古賀市文化芸術振興計画*(以下「第1期計画」という。)を総括し、その後、それらの事項を踏まえ、第2期計画の目的とその策定に係る基本方針及び第2期計画の位置付け等についてまとめています。

1 第2期計画策定の背景

(1) 社会情勢の変化と文化芸術の役割

文化芸術の定義については、多様な考え方があり、一定枠にはまるものではありませんが、多くの人たちと取り組める豊かな分野と言えます。

平成13(2001)年に施行された、文化芸術基本法の前文においては、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」とあるように、文化芸術は、人の心を揺り動かす大きな力を持ち、生きる力を与え、豊かなまちづくりの原動力にもなりえるのです。

しかし、平成23(2011)年3月におきた戦後最大といわれる東日本大震災をはじめ、多発する自然災害や、それら復興への道半ばで、令和元(2019)年12月から世界的に猛威をふるった新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とのコミュニケーションの分断が余儀なくされてきました。

私たちはこのような経験をしたことで、さまざまな文化芸術活動が、度重なる災害等により傷ついた心を癒やし、一人ひとりの生きる力を呼びおこす一翼を担っていることを、再認識したのではないのでしょうか。

近年では、文化芸術が健康や福祉の分野にも良い影響を与えるという研究も進んでおり、心だけでなく体も豊かにし、社会参加を促す可能性も持っていると考えられます。

このように、文化芸術の振興を図る意義は深く、古賀市の発展に大きな役割を果たすものです。

(2) 文化芸術をめぐる国の動向

国は、平成29(2017)年6月に文化芸術振興基本法を「文化芸術基本法」に改め、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生

* 第1期古賀市文化芸術振興計画 平成26(2014)年度～令和5(2023)年度

み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。これに基づき、新たに「文化芸術推進基本計画」が策定され、今後の文化芸術施策のめざすべき姿や基本的方向性が示されました。

また、障がいのある人による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、平成30(2018)年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

これらの「文化芸術をめぐる国の動向」から、「すべての人々の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する文化芸術活動」と「文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野の施策との関連性」等が重要と考え、第2期計画に反映していきます。

(3) 古賀市の文化芸術に関する施策

古賀市は、平成20(2008)年12月に、文化芸術の振興について基本理念を定め、市、市民及び民間団体等が果たすべき役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本となる事項を定めることにより、本市における文化芸術の振興を図る施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の実現及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした、「古賀市文化芸術振興条例」を定めています。また、その振興を推進するため、古賀市文化芸術審議会を設置しています。

一方、平成24(2012)年4月から令和4(2022)年3月まで「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を都市イメージとした「第4次古賀市総合振興計画」を基にさまざまな施策を展開してきました。この計画の中で、文化芸術活動の充実と活性化によるまちづくりを推進することを目的とした「古賀市文化芸術振興計画」を策定することが明記され、古賀市文化芸術審議会にて審議を重ねて、平成26(2014)年に第1期計画が完成しました。それから10年間、古賀市生涯学習センター「リーパスプラザこが」が完成する等の文化芸術施策を進め、計画の進捗状況については、古賀市文化芸術審議会において確認を行ってきました。

令和4(2022)年度より「第5次古賀市総合計画」が始まり、「ひと育つ こが育つ」の都市イメージのもと、文化芸術に係る施策として、「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」に取り組んでいくこととなりました。

第2期計画では、これら二つの文化芸術に係る施策(「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」)の実現をめざします。

【古賀市文化芸術振興条例】基本理念

- 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりがその担い手であるということ踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々が多様な文化芸術を創造し、享受する権利を有していることにかんがみ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、将来にわたる文化芸術の持続的な発展のため、文化芸術活動への高い関心及び豊かな創造性を持つ人材の育成を図るよう努めなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民が地域への誇りと愛着を深められるよう、市内の各地域で培われてきた伝統、歴史、風土等に十分配慮し、その保存及び継承を図るとともに、新たな文化芸術の創造が促進されなければならない。

【第5次古賀市総合計画】

古賀市がめざす、都市イメージ

ひと育つ こが育つ

人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ
未来に向かって育ち続けるまち

文化芸術に係る施策と目標

■施策

豊かな心を育む文化芸術活動の促進

■目標

- ・ 文化団体が市と協働して子ども(中学生以下)が文化芸術に触れる機会を提供できている状態
- ・ 子どもが文化芸術への関心を高め、実践し、将来的に文化活動を担う人材となり、また次の世代につなぐという循環ができている状態

■施策

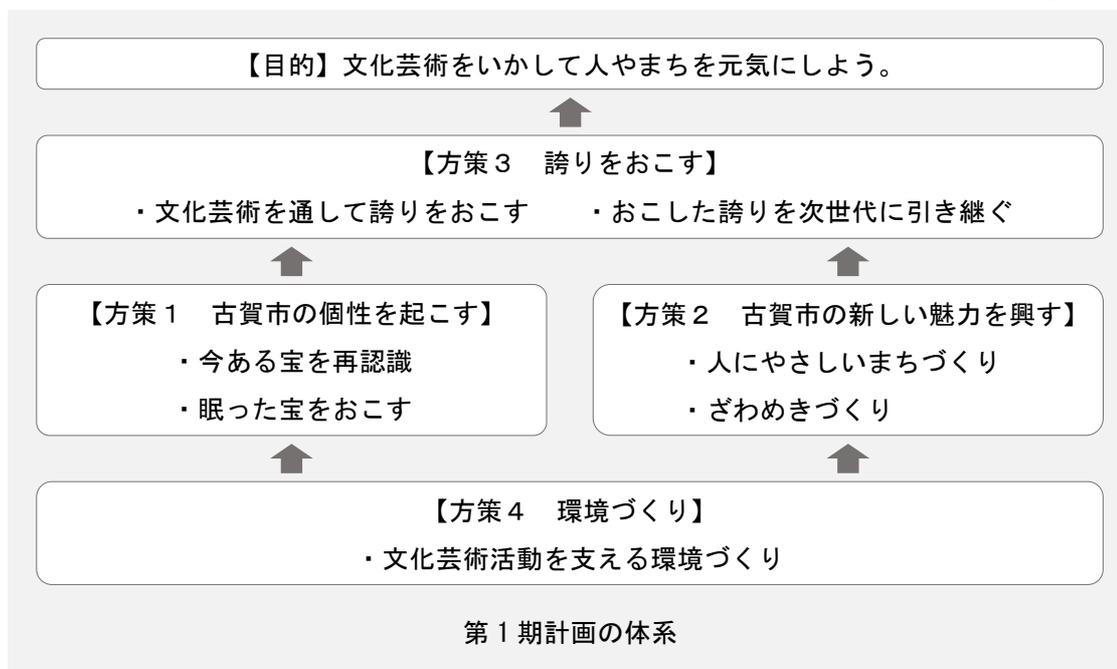
郷土愛を育む文化財の保存・活用

■目標

- ・ 本市の貴重な文化財に関心を持ち、市を訪問する人や交流する人が増加し、市の知名度と魅力が向上している状態
- ・ 市民が身近に存在する文化財の重要性を理解し、地域が文化財を誇りに感じ、後世へ継承する機運等が高まっている状態
- ・ 文化財を守り・伝え・活かす人材が将来にわたり持続的に育成されている状態

(4) 第1期計画の総括

第1期計画では、「すべての市民が参加できる、文化芸術の場を提供する」ことをはじめ、アクションプランを基に様々な取組をしてきました。ハード面では、平成28(2016)年8月に古賀市生涯学習センター「リーパスプラザこが」の交流館が完成し、中央公民館、図書館・歴史資料館と建物が繋がり一体化したことで、文化芸術活動の拠点として大きく前進しました。ソフト面では、新たな文化芸術活動の取組に挑戦し、また、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を学校と連携して実施してきました。



令和3(2021)年度に文化芸術関係団体に対して実施した「文化芸術活動に関する団体アンケート」の結果からは、アクションプランの実施状況について、「他の文化団体と交流した」という一定の成果があったことが分かりました。しかし、「異なるジャンルの団体との交流を深めること、活動内容やエリアを広げること、新たな団体の魅力をつくること」には十分に至っていないことも分かりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により文化芸術活動に支障をきたしたり、活動資金や後継者の育成面で課題を抱えたりしている団体が多いことも確認されました。

以上のことから、「方策3 誇りをおこす」の「文化芸術を通して誇りをおこす」「おこした誇りを次世代へ引き継ぐ」は、未だ発展途中であると言えます。また、第1期計画で「すべての人が文化芸術に触れる機会をつくっていく」ことに取り組んできましたが、これは文化芸術振興の根底にあるため、今後も続けていくべきであると考えます。

これら「第1期計画」の総括は、①第1期で目的を達成できた事項、②第2期計画でも引き続き実施すべき事項(文化芸術を通して誇りをおこし次世代へ引き継ぐ、すべての人が文化芸術に触れる機会をつくっていく等)、③第1期計画の期間中に生じた社会情勢の変化(多発する自然災害、感染症、デジタル化の推進等)により新たな施

策を講じる必要がある事項に分類されました。そして、この中から、②と③の事項を第2期計画に反映します。

2 第2期計画の目的と策定に係る基本方針

(1) 第2期計画の目的

第2期計画は、古賀市文化芸術振興条例の基本理念と第1期計画の総括、第1期計画の期間中に生じた文化芸術をめぐる新たな国の動向及び多発する自然災害、感染症、デジタル化の推進等の社会情勢の変化を踏まえ、第5次古賀市総合計画の施策である「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」の実現を図ることを目的とします。

■ 豊かな心を育む文化芸術活動の促進とは(第5次古賀市総合計画より)

市民が文化芸術に関心を持ち、心豊かに学び続け、将来文化芸術活動を担う人材となるよう、子どもの頃から文化芸術に触れることができる機会を充実させます。

文化団体と連携した取組や文化芸術活動の支援を通じ、市民全体の文化力の向上を図り、担い手の育成を促進します。

■ 郷土愛を育む文化財の保存・活用とは(第5次古賀市総合計画より)

国史跡船原古墳をはじめとする文化財や地域固有の歴史・伝統を継承するため、文化財への市民の理解を深めることにより、ふるさとへの愛着や誇りを醸成するとともに、観光等さまざまな分野での文化財の活用を推進します。

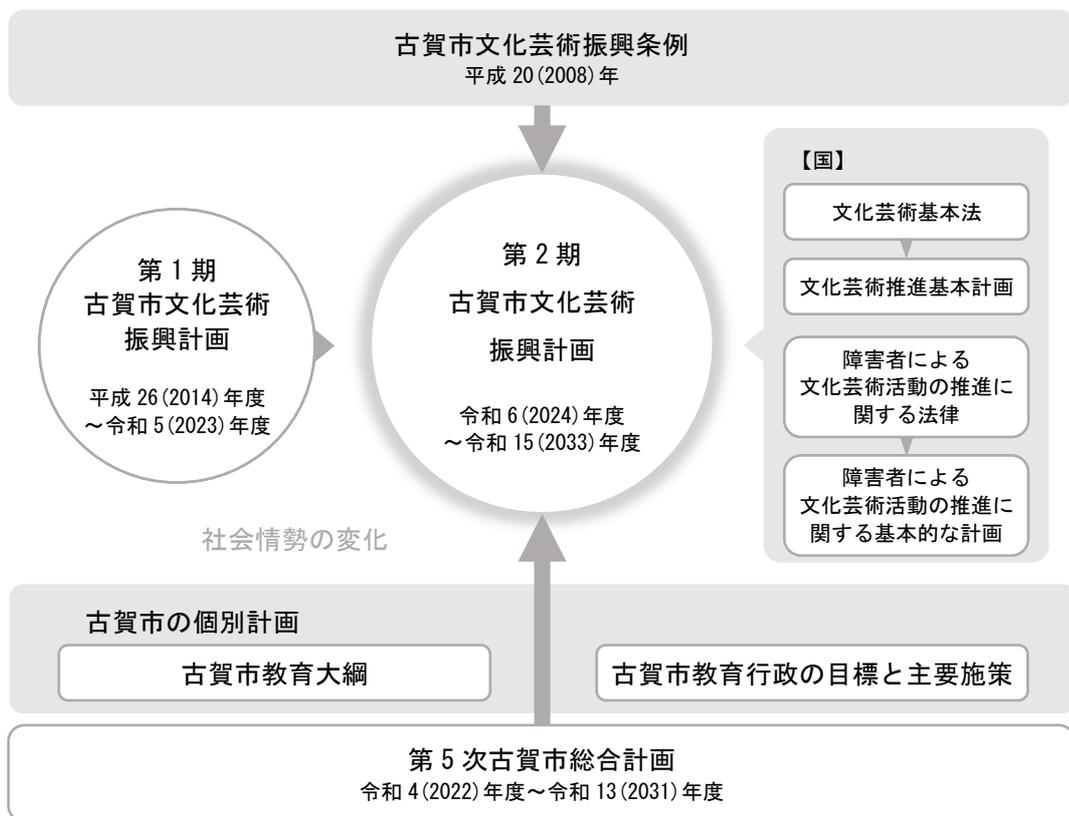
(2) 第2期計画策定に係る基本方針

計画の策定に当たっては、古賀市文化芸術振興条例の基本理念(第3条)、市の役割(第4条)、市民の役割(第5条)、民間団体等の役割(第6条)等を十分に踏まえたうえで、「第2期計画策定に係る基本方針」を次のように定めます。

- ① 第1期計画では、市民・団体・行政がそれぞれの役割に応じて文化芸術の振興に取り組んでいましたが、団体や行政の構成員も市民であることと、第5次古賀市総合計画の都市イメージ「ひと育つ」から、「市民(ひと)」を中心とした視点で第2期計画を策定します。
- ② 文化芸術をめぐる国の新たな動向に十分留意します。具体的には「すべての人々の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する文化芸術活動」を踏まえます。また、「文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野の施策との関連性」等についても踏まえます。

- ③ 第1期計画の期間中に生じた新たな社会情勢の変化(多発する自然災害、感染症、デジタル化の推進等)を踏まえ、時代の変化に柔軟に対応した文化芸術活動の施策を展開します。

第2期計画では、まず、第2期計画期間における市民の豊かな心や郷土愛を育む文化芸術活動ビジョンを描きます。次に、市民の文化芸術活動を支援する行政、民間団体等(以下「団体」という。)それぞれの活動目標(アクションプラン)と文化芸術に触れる機会(場)や文化芸術活動を促進する環境及びそれらの相互関係等について、第1期計画の総括を踏まえながら総合的に計画を策定します。



(3) 第2期計画の期間

計画期間は10年【令和6(2024)年度~令和15(2033)年度】とします。

第2章 第2期古賀市文化芸術振興計画について

第2期計画は、「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」の実現を図ることを目的とします。

1 市民の文化芸術活動ビジョン

第1章の第2期計画策定に係る基本方針に基づき、第2期計画における「市民の文化芸術活動ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を掲げます。

- ① 文化芸術に関心を持ち、心豊かに学び、文化芸術に触れる機会を増やそう。
- ② 市や団体等の文化芸術活動に参加し、個性や能力を発揮しよう。
- ③ 文化芸術活動を通じて、新たな仲間をつくり社会や多世代の人々と積極的に交流し、それらの活動を次世代に継承しよう。
- ④ 予期しない災害が発生したときでも、新たな発想で仲間と協力しながら文化芸術活動を続けよう。
- ⑤ 古賀市の文化財への理解を深め、ふるさとへの愛着や誇りをもとう。
- ⑥ 古賀市の文化芸術や文化財の魅力を発見し、未来に伝えよう。

このビジョンを実現するために、行政や団体等の文化芸術に関する活動目標(アクションプラン)及びそれらを実施する場・環境、市民・団体・行政の連携等を、第2期計画の施策として展開します。

2 第2期計画の活動目標(アクションプラン)

古賀市には、市民が文化芸術に触れる機会(場)や文化芸術活動を促進する環境、文化芸術(美術・音楽・演劇・伝統芸能等)、文化財、自然景観、まち並み、また、それらに関わる人という文化芸術に関する多様な「たから」があります。第2期計画の推進に当たっては、これら古賀の「たから」を活かしていきます。

(1) 行政の活動目標

- ① 市民が文化芸術に触れられる場や機会の提供
人々の心を豊かにし、創造性や感性を刺激するため、すべての人が文化芸術に触れられる場や機会を提供します。
- ② 市民が個性や感性を発揮できる場の提供
多様な個性や感性を引き出し、成長と自己実現を促す機会や場を提供し、積極

的に活用します。

- ③ 社会参加や仲間づくり、多世代・多文化の人々と交流の促進
人々をつなぐコミュニケーションツール、もしくは、場とするため、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境を整備し、多世代・多文化の人々との交流を促進します。
- ④ 想定外の災害時でも持続可能な文化芸術活動の促進
想定外の災害時においても、継続的な文化芸術事業の実施に努めます。また、市民の活動においても、災害による中断を抑え、持続可能な活動を促します。
- ⑤ 古賀の「たから」への理解と魅力の発見、発掘
古賀市の誇れる「たから」を未来へ伝えていくことに努め、また、市民が「たから」への理解を深め、その魅力を発見できるように促します。
- ⑥ 古賀の「たから」の魅力を未来へ伝える人材の育成
古賀の「たから」の魅力を継続的に伝えていくための担い手となる人材の育成に努めます。

(2) 団体等の活動目標

- ① 文化芸術に関する積極的なアイデアの発信と雰囲気づくり
文化芸術の魅力と活気を高める新しいアイデアや取組を発信し、創造的な活動を展開しよう。また、市民の興味や関心を引き付け、文化芸術活動への参加や支持を広げよう。
- ② 市民が楽しめる文化芸術イベントの実施と魅力の発信
音楽コンサート、舞台、展覧会、ワークショップ等、多様なイベントを実施し、市民の参加や体験を通じて、文化芸術の楽しさや魅力を広めよう。
- ③ 団体間や多様な人々との交流を深める活動の推進
豊かな文化芸術活動につなげるため、様々な視点やアイデアをもって、団体間や多様な人々との交流を深めよう。
- ④ 災害時でも継続的な活動の推進
災害時においても工夫や柔軟な対応を行い、継続的な活動を維持し、文化芸術が社会に希望を与える存在となるよう努めよう。
- ⑤ 古賀の「たから」をテーマにした魅力の発信
古賀市の魅力を引き出す「たから」をテーマとした活動を展開し、認知度や魅

力を高めよう。

⑥ 団体継続のための人材育成

文化芸術の意義を正しく認識し、文化芸術活動に携わったり、積極的に関わる人を増やそう。

市民の文化芸術活動ビジョン

- ① 文化芸術に関心を持ち、心豊かに学び、文化芸術に触れる機会を増やそう。
- ② 市や団体等の文化芸術活動に参加し、個性や能力を発揮しよう。
- ③ 文化芸術活動を通じて、新たな仲間をつくり社会や多世代の人々と積極的に交流し、それらの活動を次世代に継承しよう。
- ④ 予期しない災害が発生したときでも、新たな発想で仲間と協力しながら文化芸術活動を続けよう。
- ⑤ 古賀市の文化財への理解を深め、ふるさとへの愛着や誇りをもとう。
- ⑥ 古賀市の文化芸術や文化財の魅力を発見し、未来に伝えよう。

行政の活動目標

- ① 市民が文化芸術に触れられる場や機会の提供
- ② 市民が個性や感性を発揮できる場の提供
- ③ 社会参加や仲間づくり、多世代・多文化の人々と交流の促進
- ④ 想定外の災害時でも持続可能な文化芸術活動の促進
- ⑤ 古賀の「たから」への理解と魅力の発見、発掘
- ⑥ 古賀の「たから」の魅力を未来へ伝える人材の育成

団体等の活動目標

- ① 文化芸術に関する積極的なアイデアの発信と雰囲気づくり
- ② 市民が楽しめる文化芸術イベントの実施と魅力の発信
- ③ 団体間や多様な人々との交流を深める活動の推進
- ④ 災害時でも継続的な活動の推進
- ⑤ 古賀の「たから」をテーマにした魅力の発信
- ⑥ 団体継続のための人材育成

古賀の「たから」の活用

古賀の「たから」とは、市民が文化芸術に触れる機会(場)や文化芸術活動を促進する環境、文化芸術(美術・音楽・演劇・伝統芸能等)、文化財、自然景観、まち並み、また、それらに関わる人を指し、これらの「たから」を活用します。

例) リーパスプラザこが、船原古墳、学校施設の地域開放室等

第2期計画の概要図

第3章 第2期古賀市文化芸術振興計画の推進について

1 第2期計画推進の体制

第2期計画では、市民の誰もが文化芸術振興の担い手であることを認識し、「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」の実現を図っていかうとするものです。

これを推進していくため、古賀市教育委員会内に事務局を置き、市民、団体、企業、教育機関、行政等が連携・協力していきます。

2 推進状況の確認と評価

市民一人ひとりが、第2期計画が掲げるビジョンを意識し、行動をおこすことが、数値だけでは捉えきれない文化芸術振興を推進するうえで、最も重要であると考えます。

このため、第2期計画の推進状況は、古賀市文化芸術振興条例に基づき設置された古賀市文化芸術審議会により、「市民の文化芸術活動ビジョン」の推進状況について、アンケート調査等を通じて、確認と評価をしていきます。

なお、第2期計画は、社会情勢の変化や評価状況等に応じて適宜見直します。

資料編

- ・古賀市文化芸術審議会委員名簿
- ・古賀市文化芸術審議会専門部会委員
- ・古賀市文化芸術審議会の審議内容
- ・古賀市文化芸術審議会専門部会の協議内容
- ・古賀市文化芸術振興条例

○古賀市文化芸術審議会委員(敬称略)

	氏名	所属等
会長	都甲 康至	九州大学 名誉教授
副会長	吉田 公子	九州産業大学美術館 准教授
委員	森部 忠彦	NPO法人古賀市文化協会 副会長
委員	松田 信一郎	古賀市史跡案内ボランティア
委員	山本 節子	古賀市文化のまちづくりの会
委員	坂崎 隆一	NPO法人古賀市文化協会 常任理事
委員	伊藤 綾	NPO法人エコけん
委員	小南 未来	古賀北中学校 美術科教諭
委員	谷口 治	市民公募
委員	大音 明洋	市民公募

○古賀市文化芸術審議会専門部会委員(敬称略)

	氏名	備考
部会長	坂崎 隆一	
部会委員	伊藤 綾	
部会委員	谷口 治	

○古賀市文化芸術審議会の審議内容

年度	開催数	日程	内容
4年度	第1回	令和4年 8月 18日	第2期古賀市文化芸術振興計画策定について
	第2回	令和4年 11月 17日	近隣自治体の状況、計画の構成、専門部会の設置
	第3回	令和5年 2月 9日	第2期古賀市文化芸術振興計画(第1章)
5年度	第1回	令和5年 5月 18日	第2期古賀市文化芸術振興計画(第1章、第2章)
	第2回	令和5年 7月 11日	第2期古賀市文化芸術振興計画(第2章、第3章)
	第3回	令和5年 8月 18日	第2期古賀市文化芸術振興計画(答申案)

○古賀市文化芸術審議会専門部会の協議内容

年度	開催数	日程	内容
4年度	第1回	令和4年 12月 15日	専門部会の役割について
	第2回	令和4年 12月 27日	第1章
5年度	第1回	令和5年 4月 13日	計画概要図
	第2回	令和5年 4月 20日	第1章、第2章
	第3回	令和5年 5月 25日	第1章、第2章
	第4回	令和5年 6月 9日	第1章、第2章、第3章
	第5回	令和5年 7月 28日	第2章、第3章

○古賀市文化芸術振興条例

平成20年12月19日

条例第30号

前文

豊かな自然と人々との交流が古賀市の歴史を刻み、文化を育んできた。

東には西山・犬鳴の山々が連なり、山塊から浸み出した水は、清流となって花鶴川に集まり、玄界灘に注ぐ。

西に広がる玄界灘は、海の十字路と言われ、太古のかなたより大陸・朝鮮半島文化が往来してきたところであり、海に向かって大きく、弧状に広がる海岸は古代から数々の文化を受け入れてきた。この海岸の白砂青松は、防風・防砂林として長い歳月をかけて守り続けられ、河川の両翼に広がる沃野は、古代から今日に至るまで、生活居住地や生産活動の場となっている。

遙か都へ通ずる太宰官道から近世の唐津街道にいたる路は、連綿として文化を運び続け、今日その役割は、国道3号・九州自動車道・鹿児島本線の交通の動脈となって生き続けている。

文化は、人々の生活の向上と共に発展・進化し形成されてきたものであり、そこから生きていく喜びや感性が磨かれ、伝統芸能をはじめ、美術や音楽、文字による表現など多種多様な芸術が生まれた。

うるわしき古賀の風土と歴史に培われ、育まれてきた文化芸術の有形無形の資産は、脈々と私たちの中に流れ続け、蓄積し続けている。こうして受け継がれてきた古賀市民の文化的感性を一層高め、希望に満ちた古賀市の未来を創るため、すべての市民が文化芸術活動に参加し、その恩恵を享受することを願い、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興について基本理念を定め、並びに市、市民及び民間団体等が果たすべき役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本となる事項を定めることにより、本市における文化芸術の振興を図る施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の実現及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 美術、音楽、演劇、伝統芸能その他の芸術並びに地域の伝統及び生活に根ざした文化をいう。

(2) 市民 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内を活動の場とする個人をいう。

(3) 民間団体等 市内の企業、学校、民間非営利団体及び地域団体等をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりがその担い手であるということを踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々が多様な文化芸術を創造し、享受する権利を有していることにかんがみ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、将来にわたる文化芸術の持続的な発展のため、文化芸術活動への高い関心及び豊かな創造性を持つ人材の育成を図るよう努めなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、市民が地域への誇りと愛着を深められるよう、市内の各地域で培われてきた伝統、歴史、風土等に十分配慮し、その保存及び継承を図るとともに、新たな文化芸術の創造が促進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、文化芸術の振興を図るための施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、文化芸術の振興を図るための施策の実施に当たっては、市民及び民間団体等が自主的かつ創造的に活動できるよう、市民及び民間団体等との連携に努めるものとする。
- 3 市は、実施する各種の施策において、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう配慮に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、文化芸術の振興を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、広く文化芸術に対する理解を深め、市民相互で連携及び協調して文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第6条 民間団体等は、地域社会の一員であるとの認識の下、自主的に文化芸術活動を行うとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(施策の立案及び実施に係る基本方針)

第7条 市は、文化芸術の振興を図る施策の立案及び実施に当たっては、第3条及び次に掲げる事項を基本とし、各施策の計画的な推進を図るものとする。

- (1) 地域の文化芸術に係る資源及び人材を活用し、個性と魅力に富んだ特色ある文化芸術活動を促進するとともに、国内外との文化芸術に係る交流を図ること。
- (2) 優れた文化芸術に触れる機会の提供その他青少年が自主的に文化芸術活動を行うことができる環境の整備を図り、幅広い文化芸術の担い手を育成すること。
- (3) 文化財並びに地域固有の文化芸術を将来にわたって保存し、及び次世代に継承すること。

(審議会の設置)

第8条 市における文化芸術の振興を推進するため、古賀市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、答申する。
- 3 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員は、文化芸術に関し識見を有する者、市民及び民間団体等を代表する者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

2 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和37年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[省略]